

医療連携推進方針

1.医療連携推進区域

高知県四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村

2.参加法人、参加病院等

- ・高知県立幡多けんみん病院
- ・医療法人聖真会 渭南病院
- ・医療法人長生会 大井田病院
- ・医療法人慈恵会 中村病院
- ・大月町国民健康保険大月病院
- ・四万十市国民健康保険四万十市立市民病院

3.理念・運営方針

幡多地域において急速に進む過疎・少子高齢化の状況の中、幡多医療圏域において永続的に地域医療を守り続けることのできる適正な体制を維持することにより、高知県地域医療構想の実現に寄与し、将来にわたって医療・介護・福祉を切れ目なく安定的に提供できる体制の充実により地域に貢献する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項

地域医療の継続並びに高知県地域医療構想の実現を図ることを目的として、以下の取組みを実施いたします。

(1) 診療、病床機能分担と業務連携

参加法人間による診療、病床の機能分担を進め、業務連携による医療の質の向上を図り、地域医療構想の実現に寄与します。

(2) 参加法人間の職員派遣、共同での人材育成・共同研修

勉強会やセミナー等のオープン化や参加法人間による共同研修等の実施により、地域全体での医療・介護サービスの質の向上に努めます。あわせて、参加法人間による職員派遣等による専門人材の有効活用を図ります。

(3) 医薬品・診療材料等の共同交渉・共同購入

参加法人間の施設が購入する医薬品・診療材料等について調査と価格交渉の実施を検討し、各医療機関における経営の効率化を実現します。

(4) 医療機器の共同利用

参加法人間の施設が有する比較的高額な医療機器の共同利用を進め、各医療機関における診療の質の向上を図るとともに、経営の効率化を実現します。

(5) 委託業務の共同交渉

参加法人間の施設が契約する委託業務等について調査と価格交渉の実施を検討し、各医療機関における経営の効率化を実現します。

(6) 暮らしを支える在宅医療と予防医療の充実

地域住民が住み慣れた地域でできる限り生活することができるよう、参加法人間及び市町村等関係機関との連携により、効率的な在宅医療体制の構築や予防医療活動の充実に努めます。

(7) 災害や感染症等緊急事態発生時における医療体制の確保

参加法人間における、災害や新興感染症発生時等における安定的な医療体制提供のため、人的・物的な確保にかかる対応検討や対策強化を行うことにより、緊急事態発生時においても持続可能な医療提供体制を構築する。

(8) 前各号に掲げるもののほか、地域医療連携推進に関する事業

5.介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事項

(1) 介護・医療従事者等の人事交流を通じて、在宅診療の充実を図り、地域包括ケアの推進に努めます。

(2) 医療・介護施設間における患者・利用者情報の共有化を図り、地域包括ケア体制の充実に努めます。